

新国立競技場整備事業に係るアドバイザー会議（第5回）

平成30年9月18日

【事務局】 これより、第5回「新国立競技場整備事業に係るアドバイザー会議」を開催いたします。この後の進行は村上座長にお願いいたします。

【村上座長】 みなさんお久しぶりでございます。本日は、お暑い中お集まり頂きまして、有り難うございます。第5回のアドバイザー会議でございまして、いくつか契約変更に関してお伺いしたいことがございます。では議事次第に従って進めさせていただきたいと思っております。まずは工事の進捗状況についてお願いします。

【事務局】 工事の進捗状況についてご説明させていただきます。ご存知のように、2016年12月に着工しておりまして、来年の11月の完成に向けて工事が進捗している状況です。全体工期丸3年、36か月のうち現在9月ということで22か月目に入っております。残り14か月ということで、屋根工事が本年2月から始まり、来年の5月中頃には終わる予定です。鉄骨についてはアドバイザーに7月に現地を確認していただいております。現在躯体工事はすべて完成しておりまして、外装・内装工事が鋭意進められているところです。外構についても道路をまたぐ歩行者デッキ1号、2号や敷地西側、南側のペDESTリアンデッキ等、各種進んでおりまして、今まさに工事としては最盛期であり、作業員の数は1日あたり2,100人くらいになっております。前回ご説明しておりますが、デッキ形状の見直しがありまして、各種確認申請の計画変更といった手続きが7月～8月にかけて終了しております。そしてこれが西側のインテスビルからの定点観測の写真でございます。屋根工事のための足場がまだかかっている状況です。屋根工事につきましては、すでに根元鉄骨は360度取り付けが完了しています。屋根の部材は根元から60メートルはり出しますが、ユニットが3ピースにわたってせりだしますので、それを今ちょうど東側の中央から南北の方向へ向けて工事を進めているところでございます。それと足元を見ていただきますと、西側のペDESTリアンデッキ、そして南側のペDESTリアンデッキ、こういったところもかなり進んできております。これはスタンド内を西側から北側に見た写真でございます。ちょうど東側の真ん中から屋根の取り付けが始まりまして、ユニット3という一番先端の鉄骨もかなり進んできております。ピース数でいうとほぼ半分くらい進んでおりまして、こちら

にベントといわれるユニット1を支える仮支柱がありますが、これが32本ありまして、徐々に盛替えを行って両側に16本ずつ振り分け、徐々に屋根を南北に伸ばしていくというような状況です。中央のフィールド部分で地組をしており、下弦材とラチス材に木材が取り付け、これをVの字にユニット化して上にあげて徐々に取り付けています。これは南側を見たところです。北側もそうでしたけども、大型映像装置の下地がついております。スタンドは3層構造ですが、3層を見ていただきますと、手すり付き始めており、スタンドの座席を取り付ける下地材も取り付いている状況です。これは東側の屋根を見上げたところです。根元鉄骨がありまして、ユニット1がこのあたりまであって、ユニット2、ユニット3の先端部が取り付いている状況です。これも同じく下から見上げたところですが、段床1の上に段床2の先端PCがすべて取り付いている状況です。振り分けた根元支柱のベントが16本あるのですが、これが南北に徐々に振り分けられているという状況でございます。これが屋根の状況です。下地材として木毛セメント板を鉄骨の上に組んでおり、その上に防湿シートを貼っている段階です。最終的にはこの上にステンレス板が貼られまして、完成ということになります。これは屋根外周の樋です。ここもほぼ仕上がりまして、1スパンに約1個ある雨樋のルーフトレインも取り付いてきています。これは東側から見た写真です。東側から徐々に足場の解体を始めまして、東側と南側に風の大庇が見えてきています。これはご存知のように、アルミルーバーに木目調に焼付塗装をしており、まるで、木材に見えるようなデザインになっています。北側はルーバーの間隔が空いており、北の冷たい風はまっすぐ通り抜けます。南側は逆に間隔を狭くし、ここで風を受けて斜めにスタンドに風が入ることにより、非常に風通しのいいスタジアムというものを狙った設計になっております。これが3、4、5階の下にある軒庇です。軒庇は沖縄だけスギがないのでリュウキュウマツを使っておりますが、47都道府県のスギ材を使用しています。北は北海道から日本海、それから太平洋側の都道府県を振り分けまして、南の沖縄まで47都道府県の木を2、3、4階の軒庇に使っています。風の大庇が7割くらいの進捗状況で、軒庇は2割くらいの進捗状況です。それからこれは1階のコンコースの部分です。こちらがスタンドで、天井にケーブルラックが取り付け、今後、様々な配線が出てきます。こちらが排煙のダクトになります。今ラッキングをしており、この上にさらに仕上げの鋼板が巻かれる予定になっています。これは風のテラスという部分で、観客がここで休憩をとっていただくような非常に風通しのいい

場所になっております。扉がアコーディオン式に閉まるようになっていまして、風の強い日、あるいは冬季には閉められるような設計になっております。工事としては当初計画通りに進んでいるという状況でございます。以上です。

【〇〇】はい、ありがとうございました。先生方何かご質問等ありますでしょうか。

最後にダクトが2つ見えましたね、あれは露出ですか。

【事務局】はい、露出です。これで仕上がりの状況です。

【〇〇】11月の完成予定ですが、これは少し早まる予定はあるのでしょうか。

【事務局】来年度の後半には様々な検査が控えていますので、なるべくできるところは早め早めにとということで、現場ではかなり工夫をして、できるところは前倒ししてやっているという状況でございます。台風も非常に多いですし、地震もございますし、貯金がいくらあっても安心できないということで、現場としてはかなり頑張っている状況です。

【〇〇】今年も台風が来たりしましたが、現時点では遅れていないのですね。

【事務局】そうですね、全体的に工程をいろいろ工夫して取り戻しており、今のところ遅れはございません。

【〇〇】はい、ありがとうございました。議題2をお願いいたします。

【事務局】議題2の報告事項、第4回契約変更について説明します。

これまでのアドバイザリー会議においても説明させていただいておりますが、施工段階で発生する変更については、JSCがJVとの打合せの中で変更の理由や妥当性を確認し、工期、コスト、要求水準の3点についても影響が無いことを都度確認しています。

前々回の第3回アドバイザリー会議では、第3回変更契約の内容をご報告させていただきましたが、今回も同様に第4回変更契約の内容について、ご報告させていただきます。契約につきましては、本日午前中に入札いただき、落札しているという状況です。

変更契約項目の中で、要求水準に影響を及ぼす可能性があるものがいくつか出てきておりますので、本日はその中から8点ご説明させていただきます。内容については、従前からアドバイザリー会議でご説明しているとおおり、軽微なものがほとんどです。軽微な変更については、変更の妥当性等をJSCにおいて判断させていただくことで整理がされているところですが、本会議の場で事後報告させていただきたいと思っております。

1点目ですが、こちらは軽微な変更では無いものとして、前回のアドバイザリー会議で既にご説明させていただいております。トラック部分の表層仕上げの変更です。業務要求水準書においては、表層材はIAAF（国際陸上連盟）の認証を取得したウレタン舗装となっておりますが、今回組織委員会からの要望を受け、本体工事から別途工事化するという変更を行っております。組織委員会はオーバーレイ工事において、当初計画されていたウレタン舗装ではなく、合成ゴム舗装にて調整を行っているようです。この変更につきましては概ね3億円程度の減額となります。

【〇〇】その3億円は純減ですか。

【事務局】工事費から純減されます。続いてですが、業務要求水準書において、オリンピック大会時にはメディア席約2,000席となっておりますが、組織委員会からの要望により組織委員会が実施するオーバーレイ工事の中で、座席の設置については柔軟に対応したいということですので、協議の結果2,000席に満たない1,863席となります。実際には、竣工後に組織委員会が必要なメディア席を確保するというところで調整済みです。

続いてこちらも組織委員会からの要望事項ですが、最大需要電力に関する件です。この件につきましては、平成28年の第10回技術提案等審査委員会においてご議論いただいた内容からの更なる変更です。最大需要電力について、当初業務要求水準書にて設定されていた15,000kWから12,300kWに変更したという経緯がございますが、その後、組織委員会の運営計画が明らかになってくる中で、10,700kWに変更すると共に関係する設備機器の変更を行うという内容でございます。

続いてユニバーサルデザインワークショップの関係でございますが、今回適用基準としていますTokyo2020アクセシビリティ・ガイドラインにおいて、カウンターの奥行きが500mmと設定されています。ユニバーサルデザインワークショップの議論の中で、車椅子ユーザーの方から500mmの奥行きだとチケットを受け取る時に手が届きづらいというご意見をいただきました。検証の結果、奥行きを400mmとすることで調整しています。

続いてこちらもユニバーサルデザインワークショップの関係でございますがTokyo2020アクセシビリティ・ガイドラインにおいて、階段の降り始める部分には注意喚起のため点字ブロックを2列配置するとなっておりますが、降りた部分は1列配置するとなっております。場所によって踊り場が狭く、降り始める部分と降りた部分にそれぞれ

れ設置する点字ブロックが近すぎ、注意喚起機能を損なう恐れのある部分が認められました。ユニバーサルデザインワークショップの議論の結果、踊り場の長さが2 m以下については、踊り場上端部の降りはじめる部分の注意喚起ブロックの列を1列とすることで調整しています。

続いての変更からは仕様の変更となります。機械室の天井は、要求水準各室性能表では素地+グラスウール吸音板となっています。コスト縮減等の観点から騒音発生の少ない機械室の騒音レベルのシミュレーションを行った結果、消音対策が不要と判断された建物南側にある電気室、設備機械室の天井グラスウールについて、中止することとしました。

同様に、要求水準各室性能表の中で駐車場の天井はさび止め吹付塗装となっています。地下2階及び地下1階の駐車場について、現在の設計では、亜鉛メッキを施されたデッキスラブにさび止め吹付塗装という仕様になっていますが、半屋内であることから亜鉛メッキそのままでも防錆機能は十分であること、また、さび止め吹付塗装を行った場合には、その塗り替えコストが将来的に発生することとなり、維持管理費の低減も考慮し、中止といたしました。

最後に地区ガバナ設置想定スペースの中止です。要求水準では東京ガスが旧国立競技場に設置していた地区ガバナを設置するためのスペースを確保することとなりましたが、東京ガスによる設置が取り止めとなったことから、計画されていた土間スラブ、目隠しフェンスを中止することとしました。

以上、要求水準に影響のある部分の説明となります。今の説明の部分も含めて図面の修正を行い、第4回変更契約図書として取りまとめています。

参考資料1をご覧ください。8月3日に行われました関係閣僚会議において、前々回ご説明させていただきましたデッキ形状の見直しが概ね▲3億円、前回及び今回ご説明させていただきましたトラック舗装が概ね▲3億円という減額の見込みをご報告させていただきました。これらに加えて、施工段階で発生する変更を取りまとめた上で、第4回変更契約として整理しており、概ね▲6億円強の減額にて変更契約を締結予定です。

【〇〇】何かご意見ありますか。

【〇〇】地表公園の整備は誰が行うのですか。

【事務局】8月の関係閣僚会議において、本整備事業と一体的に実施することが確認されま

した。本整備事業における分担対象経費（国、東京都、t o t oによる特定財源による負担）により実施すべく、関係機関と調整中です。その調整結果につきましては次回の閣僚会議においても報告をさせていただく予定です。

【〇〇】スライド請求についてですが、デッキ形状の見直しにて生じた約▲3億円、それとトラック舗装を組織委員会が行うこととなり減額となった約▲3億円は何に使えるのでしょうか。

【事務局】JSCの整理として、トラック舗装の件につきましては工事費を純減し、使わないことを想定しています。デッキ形状の見直しにより生じた▲3億円については、地表公園を整備事業と一体的に実施するという整理がなされていることから、その整備費とすることとして考えています。現在、地表公園の整備は概算2億円と計上していますので、トータルで▲1億円となるということは、前回までのアドバイザリー会議においてもご報告させていただいております。

【〇〇】今後発生することがあるかもしれない設計変更については、今まで増額に関しては減額要素を考えコストコントロールを行ってきたが、今回報告のあった減額については、増減の対象としてはいけないのか。

【事務局】今回の整備事業が発注される前の関係閣僚会議において、上限金額が1,550億円と定められており、これを越えないということがルールとなっております。加えて、1,490億円弱という数字がありますが、これは事業者が提案してきた提案事業費となっており、事業契約はこの金額で締結しておりますので、本整備事業はこの1,490億円弱を上限としてコントロールを行ってきました。ご質問のあった、6億円を純減するという整理についてですが、現段階においてJSCが想定しているコストコントロールの方針として説明させていただきましたが、これについて、他の増額要素には使えないというような決まりがあるわけではありません。

【〇〇】1,490億円というのは契約金額ということですが、ここから純減するということですか。

【事務局】コストコントロールの方針としてそのように考えています。

【〇〇】トラックについては、単純に工事が減っているのだから増額要素の対象としないというのは当たり前で、議論の余地が無いのではないですか。デッキ形状の見直しについて、3億円すべて引くというわけではないのですよね。

【事務局】地表公園の整備というのが、もともとは一体的に整備する予定だったものが、

組織委員会の大会運営に支障を来すということで、組織委員会の要望を受けて2段階の整備とする予定となっています。

【〇〇】2億円というのは、分担対象経費のトータルの中で面倒をみるという説明がありましたね。+2億円は1490億円の中で全部カバーしなければいけないものですか。+2億円は別という、そういう理解ではないのですか。

【事務局】JSCの理解としましては、本来であれば地表公園ができた最終形というのがこの事業の目指すべきところだという認識をしておりますので、この2億円を使って最終形を作り上げることだと理解をしております。

【〇〇】+2億円のある部分を1490億円の中でカバーするというのはいいけれども、全部カバーしなければいけないという説明になるわけですか。

【事務局】そのように考えております。地表公園の整備というのは、新国立競技場整備事業と一体的に実施するものだという整理がなされているので、事業としてはこの事業費の中で実施するというのが、今のJSC、スポーツ庁の理解でして、その認識で間違えないということについて東京都と確認をしつつ、閣僚会議にご報告を差し上げたいと思っている状況です。本日の時点ではまだ関係機関との調整が最終確定しているわけではございませんので、正式に確定した際にまた改めてきちんとご報告させていただければと思います。

【〇〇】ほかに何かございますか。

【〇〇】今のように工事費についてはデッキが減少することで減額になっています。一方、設計・監理費が40億円のままですが、設計料とか監理料が変わるのでその辺を整理していただいていると思うのですが、その辺の説明をしていただけますか。

【事務局】こちらにつきましては、公募時の質問回答や、技術的事項の確認等々含めて、受注者とのやりとりがありました。前回も工事監理費、もしくは設計費の取り扱いはどうなのかという点についてはご指摘がありまして、整理が必要というような形で説明をさせていただいていたところでした。結論を申しますと40億円という設計・監理費については変更なしということでJVとは調整済みで、JSCとしましても設計・監理費の増減が本当に発生しないかということについては、具体的な設計ですとか監理の内容等々確認させていただいた上で、妥当な形であると判断しているところですので、契約金額の変更はございません。

【〇〇】デッキの変更は、こちらの都合でいろいろと変えたということになれば、

設計変更は増額を要求されても断れないのではないのでしょうか。

【事務局】 これまで行ってきた協議の結果もふまえつつ、業務として減っているものも増えているものもあるだろうという中で整理をした結果としては、もともと契約上見積もっていた金額に変更はないということで確認をしているということでございます。

【〇〇】 はい、よろしいのでしょうか。それでは次の議題をお願いします。

【事務局】 続いて確認事項として、議題（３）スライド請求の対応についてご説明します。

お手元の参考資料２をご覧ください。本年の４月１８日に工事請負契約基準第２５に基づき、事業者からスライド請求が行われました。今回申請されたのは２５条第６項になります。参考資料３をご覧ください。こちらの資料は国土交通省のホームページに掲載されている資料で、スライドの概要について説明されています。スライドには３種類あり、全体スライド、単品スライド、インフレスライドがあります。今回申請されたものは、インフレスライドになります。条項の趣旨としては、急激な物価等の上昇に対応する措置として位置付けられています。参考資料４をご覧ください。こちらは国土交通省の直轄事業におけるスライド条項の実績についてまとめた資料です。今回適用しようとしているインフレスライドについて言うと、平成２８年までのデータではありますが、累計で１,７００件強の実績があります。平成２６年１月の段階で「賃金等の変動に対する工事請負契約書第２５条第６項の運用について」という通知が発出されて以降、相応の実績があることがわかります。このように国での実績もあり、また運用の通知等が発出されている状況を踏まえ、基本的にはそのルールに従ってＪＶとも協議した上で適切に対処したいと考えています。結果としては増額になると想定されているところで、我々としては申請された内容の妥当性を確認した上で、その結果についてもアドバイザリー会議の場でご報告する必要があると考えています。先ほどご説明した第４回変更契約が近々締結されますので、その後、変更された図面に基づき、申請された内容の妥当性等を検証する作業に入っていくこととなります。本日はその方針についてご報告しますので、我々の方針が妥当であるということをご確認いただき、アドバイスいただきたいと思っております。参考資料５の５１ページをご覧ください。新国立競技場整備事業としては、１,５５０億円程度が工事費の上限額として定められていますが、注２に記載されている、賃金又は物価等の変動が生じた場合の工事請負代金額の取扱いについては、公共工事標準請負契約約款第２５条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）に準ずるものとなっております。これにより、

整備計画に定める上限額に不足が生じた場合であっても別枠という取扱いに整理をされています。具体的な今後の対応方針ということですが、資料2をご覧ください。これが運用通達で、文部科学省からも同様の内容が通知されています。資料3をご覧ください。これは、運用通達を踏まえ、営繕工事版として国土交通省から出されているマニュアルです。この資料2、資料3が対外的にも広く周知されているスライドのルールと認識しております。基本的にはこの通知及びマニュアルに従って対応していくというのが今後の流れになります。次に資料4をご覧ください。今回、4月18日にスライド請求が行われまして、それが①の状況になっています。左側の絵がスタジアムの出来形イメージになっておりまして、青い部分が既に現場で出来上がっているところ、赤い部分がまだ出来ていないところになっています。全体工事費が黄色の部分、約1,490億円弱です。これに対して、青の出来上がっているところをお金に置き換えたものが出来高です。残っている部分をお金に置き換えたものが残工事になります。我々は毎年度末に当該年度に完成した部分の支払いを行うために既済検査を行っています。本年の3月9日の時点で既済検査をしており、その時点での出来高と残工事は確定しています。今回請求があった内容は3月9日の既済検査時点での残工事に対して、単価を入れ替えるとどの程度の増額になるかという額が出てきています。JV負担の1%を除いた赤斜線の額がスライド額として増額対象となります。4月18日にスライド請求が来ておりますが、スライドの基準日を受発注者間で設定することになっており、双方合意の上で4月20日を基準日として設定しています。3月9日に出来上がっていたところに対して、1か月強経過しており、出来上がっている部分は増えていきますので、この出来高が少し増え、残工事が減っていきます。そのように日付けの違いによる変化が生じます。それともう一点、スライド運用通知による出来形の評価範囲の相違というものがありません。資料2によれば、例えば現場搬入資材についても出来高に含めるという運用になっております。このため、日付けの違いによって残工事の量が減ってきます。現在、JVが作業を進めているところですが、JVが整理した内容に対して我々が運用通達に従って適切に精査し、出来高と残工事の量を線引きする作業を行っていきます。線引きが確定した後、単価の入れ替えを行います。④の表をご覧ください、例えばこの表では、鉄筋の量は合計で105トンですが、線引きを行い、出来形が95トン、残工事が10トンに分けられました。その上で、残工事の単価を新しい単価に入れ替えます。そのような作業を今後進めて

いきます。これらの作業の中で重要な要素は、出来高と残工事の線をどのように引くかということと、単価の入れ替えをどのようなルールで行うかということです。これからご説明差し上げますが、基本的には通知に従っています。通知では、基準日における残工事量を算定するために行う出来形数量の確認は、数量総括表に対応して出来高確認を行うものとする事となっております。例えば、鉄骨について説明いたします。材料を調達して、加工し、それを運んで現場で建てるといった一連のプロセスがありますが、我々が使用している内訳書では、それらのプロセスに対応した項目ごとに、それぞれ金額が算出されています。このように内訳が分割されているものについては、項目ごとに出来高の評価をします。このため、材料調達に関しては、出来高の割合が高くなり、建て方については、出来高の割合が低くなります。それに対し、例えばアスファルト防水であれば、内訳書内で一連のプロセスに対する金額が一項目として一括計上されています。材料や施工手間はすべて包含した形で単価設定されているようになっていきます。このように一括計上されているものは、この項目のみでしか評価を行いません。仮に、アスファルト防水の材料調達が終わっている可能性があったとしても、それについては現場に設置されているとみなされなければ出来高に含めないということで、内訳書の項目ごとに出来高を確認するという整理をしています。各項目を細分化してまでの確認はせずに、最初に定めた内訳書のルールに従って、整理しております。次に、現場搬入資材について、説明します。現場搬入資材については、出来形数量として扱うことと通知には記載されています。例えば、基準日である4月20日に現場に搬入されたパネルがあり、壁として立ち上げていない状態であっても、納品の事実が納品書で確認できれば、調達は終了しているとして、出来形に計上します。続いて、工場製作品の取扱いについても通知に記載されています。例えばPC段床などは、現場で製作せず、一旦、他の工場で組み立て加工をし、工場にて検査されます。検査の日付を確認し、基準日に出来上がっていることが確認できれば、内訳書上も出来形数量として計上いたします。次に仮設関係ですが、配置済みの建設機械及び仮設材料等も出来形数量に加えることとなっております。基準日の時点での仮設計画図を見れば、どれだけの仮設があるか確認ができます。それらについては既に調達済とみなすことができ、出来形数量に計上します。次に、近隣のストックヤード等で在庫確認ができる材料についてですが、例えば鉄筋材料については、一旦鉄筋工場にて加工を行います。鉄筋の加工工場にストックされている材料について、

ミルシートと呼ばれる工事書類の中で日付が確認できるので、基準日の時点でこのような形にストックされていることが確認できるものは出来形に計上します。同じように、例えば屋根の構造用の木材について、外部の組み立て工場において、基準日以前に納入されていることが確認されているものについては、出来形数量に含めます。次に、一式明示した仮設工についても出来形数量の対象とできるとあります。また、受注者側の当該工種に対する構成比率により出来形数量を算出してもよいという記載もあります。具体的な事例で説明しますと、例えば清掃ですが、これも、終わっているものは出来形に含めます。しかし、清掃のボリュームを正確に把握することは難しいので、換算数量を用いてチェックを行います。清掃は、全体の清掃になりますので、全体の出来形の割合が分かっていますので、その割合をそのまま適用する、という考えになります。ここまでが残工事量の算定、つまり、どこで線を引くかということの説明になります。ここからは、単価の入れ替えをどうするかということについて説明いたします。我々の用いている単価は大きく分けると、刊行物や労務費等単価に基づく単価と、見積りに基づく単価の2種類あります。当初内訳書作成時に、公表されている刊行物や労務費等単価に基づき設定している単価については、基準日時点における刊行物や労務費等単価に基づき単価を再設定し、入れ替えます。一方で専門業者からの見積りに基づき設定した単価があります。こちらは考え方として、見積りを再度取り直すという方法があります。しかし、本事業の特殊性に鑑み、再見積りの取得は行わない措置を取っています。こちらについて詳しく説明します。当初内訳書作成時には、見積りの取得及び単価の設定を受注者が行い、JSCがその妥当性を確認するという作業を行っております。受注者が過去に取得した見積りに対し再度見積りを取得し直していただくという作業は考えられなくは無いですが、今回は受注者から増額の要求が来ており、受注者が自ら再度取得した見積りを使用するということについては、妥当性の確認に多大な労力を要するという特殊な状況があると考えています。それから、発注者自ら見積りを取り直すという方法もありますが、この場合はJVが見積りを取る場合と発注者であるJSCが見積りを取る場合とで見積りの価格に当然、差が出てきますので、比較はできないと考えています。そういった観点から、再見積りは行っていません。では、どのような対応をするかということ、マニュアルの中に類似単価の変動率による算定が可能であるということが明記されています。基本的にはこの考え方をうけて対応しようと考えています。その際に類似単価の物価変動率は何かという

ことですが、類似する個別細目の変動率ではなく、当該細目を包含する類似的な物価変動率等を用いるとしています。例えば、H型鋼の200×100の単価の変動が把握できるとして、今回の事業で200×100そのものが使用されている場合はその単価の変動率をそのままいれてしまえばいいわけですが、例えば200×150という材を使っている場合に、刊行物の中にはそのものずばり該当するものは無いという状況が起こったとします。その時に、概ねサイズが近いから類似しているという考え方も成立しますが、本当に類似していると言っていいのかという考えもあります。例えば、100に対し、120であれば類似しているが、180なら類似しないなど、その判断において、恣意性が排除できないのではないかと考えています。この恣意性とは、「こちらを使用した方が変動率が高いもしくは低い」という判断に至る可能性があり、客観的な観点で選択するということが説明しづらいということを意味しています。一方で、これを包含する類似的な物価変動率という考えで説明すると、例えば鉄筋の場合だと「躯体」の中に含まれ、仕上げ材であれば「仕上げ」に含まれるなど、必ずどこかの分類の中に自動的に入ります。このため、平均的な科目の物価変動率を用いることで、恣意性を排除して客観性を確保することができるのではないかと考えています。以上が対応方針の具体的なイメージです。最後に全体的なスケジュールの話をさせていただきます。資料5をご覧ください。第4回変更契約が締結され次第、JVとのスライド額の調整に着手したいと考えています。本日この場でご説明させていただいた内容をご確認いただき、あるいは、アドバイスいただいた上で、それを踏まえた形でJVとの調整を進めさせていただき、現在、10月下旬以降に、スライド協議を開始する予定です。これは書面上の正式協議と呼ばれるものでして、実際にはそれまでに内容を詰めた上で、書面協議を開始します。この調整にあたって、本日ご確認いただいた内容に基づき、作業を進めた上で調整を経て、その結果、最終的に確定した金額については、次回、11月中下旬あたりにアドバイザー会議でご報告させていただければと考えています。基本的には協議終了後にご報告ということを考えていますが、協議の過程で問題や疑義が生じた場合は座長や、個別にアドバイザーと相談させていただければと考えています。以上がスライド対応方針の説明になります。

【〇〇】ありがとうございました。

【〇〇】材料単価、複合単価、市場単価については、建設物価調査会とか経済調査会の資料の低い方を採用しているのでしょうか。2種の価格を比較し、最低値を採用すると

ということで、通常はこのようなやり方なのでしょうか。2種の間をとるということではなく、低いほうをとるのでしょうか。

【事務局】当初の内訳においては、文部科学省の運用に従い、低い方の値を採用していることから、そのルールを踏襲してそのまま同じように対応しています。

【〇〇】刊行物の単価を用いることについてはわかるのですが、見積については包含する物価変動率ということで、これの出典について教えてください。

【事務局】採用を検討しているものというのが、標準建築費指数季報という、建設工業経営研究会が出しているものです。コンクリート、鉄筋、鉄骨とか、比較的細かい分野ごとの平均の変動率がでているものです。ただし、実際に何を用いるべきかについては、文科省や、国交省等の公共発注における運用等も参考にしながら対応する必要があると思っております、この対応でいいかどうかということについては、改めて調査、検討を行った上で、適切な方法を採用するというところで進めていきたいと思っております。

【〇〇】さっきの話でいうと、単価があるものについては、建設物価調査会と経済調査会の両方を比較して下のほうをとるという、ひとつのデータではなくて、似たようなデータを比較しているが、見積ものについても、説明いただいた出典を用いるとした場合には、少し調査をしていただき、なぜそれを採用したかが対外的に説明できるようにしていただきたいと思っております。

【事務局】ご指摘の趣旨は、単価の入れ替えは比較の上で低い方を採用することとしているのに、見積りの場合は比較の上で低い方を採用しないのかといった指摘が想定される中で、なぜ、このようなルールを使用しているのかということの妥当性について対外的に示せるようにする必要があるということですか。

【〇〇】その通りです。

【事務局】その点については改めて検討を行った上で、場合によっては整理の方向性について改めてご相談させていただければと思います。

【〇〇】先ほどの第4回契約変更の内容について特段疑義はありませんが、この変更は9月ですよ。一方、物価スライドは4月時点で行いますよね。この2つの時間の関係で、変更内容の整理に混乱することは起こらないのですか。語弊があるかもしれませんが、全体に占める変更の金額の割合は大きくないかもしれませんが、税金が使用されている事業なので、社会への説明責任があるので、どのように扱われているかとい

うことをわかるようにしていただきたいと思います。工事費の何%かという積算を行っているものになると、9月の変更契約の中には、4月20日以前と後が混在しているのではないですか。

【事務局】内訳書上、4月20日より前と後を明確に分けることとなります。

【〇〇】なるのですね。

【事務局】第4回変更契約が終わった時点で、100トンだったものが107トンになるとします。その107トンに対しての出来形数量を決めるのですが、内訳書は二段になり、出来たもの、出来てないものが整理されます。第4回変更契約で増えた7のうち、出来ていないものがあれば、それはスライドの対象になります。

【〇〇】材料のようにどれだけのものがいつ入ったというものについては、適切に把握されると思われませんが、例えば総額に対する率を用いて計算するようなケースでは、基準日の前に設計変更されたものと、基準日より後に設計変更されたものとの取扱いが、わかりにくいです。どのようなルールでどの様に扱っているのかを明確にしてもらえれば良いと考えています。

【事務局】基本的には4月20日という基準日を設けていますので、それより前か後かで全てが決まるとご理解いただければと思います。変更契約の時期というのはあまり問題ではなくて、変更契約をいつ行ったとしても、その変更の事象が4月20日時点で起こっていたか起こっていないかによって、スライドの対象となるかどうか判断されます。

【〇〇】私が事前説明を受けた際の疑問点にはすべて明確に回答が返ってきました。方針に心配はしておりません。

【事務局】ご懸念の点はよくわかりました。大丈夫だと思いこんでいる可能性もありますので、ご指摘の点は再度検証させていただきたいと思います。わかりやすい説明の仕方を心掛けます。次回までには説明ぶりを整理したいと思います。

【〇〇】スライドの対応についてはこれだけのことをするという事は、本当に素晴らしいことだと思いますので、このまま進めていただければいいと思いますけれども、設計変更をしているのに設計料の変動は無いのかということに関して、今回、JV側もそれでいいと言っているのですが、よろしいかと思いますが、建築生産の社会全体から言うと、本事業はデザインビルドとして非常に大きな事業で、設計費を含んだ形での仕事です。一般的に設計・施工分離でやっていた場合と比べて、デザインビルドにする

ことによって設計変更によって生じる設計手間の増大が表に出ない形で処理されていることになると、設計業界から見ると本当にそれでいいのだろうかという声も上がると思います。今回、設計変更が起きたけれども、それは中で納められるという結論になっているにしても、何らかの説明がされる方がよいと感じました。

【事務局】 今回のデッキの変更、その他、細々した変更もそうですが、仕様書上はⅡ期事業の設計意図伝達業務の中で設計変更図書の作成という項目が盛り込まれていますので、それに対応する費用は計上されているというのが発注者としての認識です。実質的に想定していた金額との乖離があるかどうかということは、受注者側の意見というのはあると思いますけれども、発注者の立場としては仕様書の中にそれが盛り込まれており、その上で協議の結果、変更契約は行わないこととしていますので、一定の整理はできていると我々としては考えています。

【〇〇】 わかりました。

【〇〇】 設計変更も仕様書の中に盛り込み済みだと。そういうことですね。

【事務局】 その通りです。

【〇〇】 事前に事務局から伺ったところでは、デッキの部分は監理費は減るのですが、それに伴い設計料が増えているので、その辺で調整されて良いバランスになっているという趣旨の説明ではなかったでしょうか。

【事務局】 正確に申し上げますと、監理費は監理費の中で完結してしまっていて、設計費は設計費の中で完結するという協議をしています。あくまでも契約当初は一定の想定に基づいているので、実際に設計・工事監理の作業を行うと、例えば行政手続きが増えた、又は想定よりも少なかったというようなことは起こり得ると思っています。それが、受発注者間で想定した人工の中で変動せずに納まっていると両方で認識するかどうかということでの整理かと思っております。発注者側の説明としては、当初設定していた範囲で受注者には対応していただいていると考えています。

【〇〇】 今回のスライドは労務費の上昇に伴うのが大きな中身ですね。そうすると、設計費や監理費は基本的にはほとんど労務費、人件費ですよ。これは上がってしかるべきなので、受注者からは設計費のスライドも請求があつて良いのかもしれませんが、今回はそのような趣旨の要望は出ていないということによろしいですか。

【事務局】 契約基準の中で設計業務に対するインフレスライドへの対応というのはそもそも制度上設けられていません。

【〇〇】無いのですね。

【〇〇】設計変更にかかる設計手間に関するご発言は非常に重要なので、先ほどご説明がありましたとおり、理屈として説明が付くようにしておいてください。

【事務局】了解いたしました。

【〇〇】その他の事項でなにかございますか。

【事務局】本日ご確認いただいた内容を踏まえまして、受注者とスライドに関する調整を進めてまいりたいと思います。それから今後の予定ですが、スライド額が固まりましたら、11月に第6回のアドバイザリー会議を予定しています。特に大きな問題がなければ、前回の第4回と同様に持ち回り開催ということも考えております。もしも、懸案事項があるようでしたら、会議体で開催ということも考えております。それでは、最後に理事長の大東から、ご挨拶させていただきたいと思います。

【大東理事長】先生方、本日はありがとうございました。ご指摘いただいたところを精査し、また、ご連絡させていただきたいと思います。説明のありましたとおり、工事は予定通り進んでおりますので、そちらはしっかりと進めて参りますが、ご指摘のあったスライド申請への対応については、適切に整理していきたいと思います。本日はありがとうございました。